平成２７年（フ）第１０６６号
大阪市東淀川区上新庄３丁目13番３―210号
債務者　田中　一智
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６７号
大阪市旭区清水３丁目18番14号　カルム清水201
債務者　福島　哲博
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７１号
大阪府寝屋川市点野５丁目15番16号
債務者　岩田　励仁
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８９号
大阪市東住吉区西今川１丁目21番15号　シャルム北田辺202号
債務者　世良田彰吾
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８号
横浜市南区清水ケ丘187番地２
債務者　板木　文矩
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６８号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ12棟202号
債務者　外山　敦
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５号
東京都青梅市梅郷５丁目1100番地の１グランジュテ５Ａ棟202
債務者　竹内　伸
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１６号
東京都青梅市梅郷５丁目1100番地の１グランジュテ５Ａ棟202
債務者　竹内とし子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６４号
奈良県大和高田市曽大根２丁目12番26－３号、住民票上の住所奈良県橿原市四条町367番地の６　中井佳代子
破産者　西井　勲
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２
破産者　岩根　正師
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
埼玉県志木市中宗岡５丁目24番27号　アゼリアアーク203号、住民票上の住所埼玉県志木市柏町４丁目６番28―405号
破産者　寺島　健
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
埼玉県東松山市大字石橋2203番地21　レオパレスドリームスクエア113号室
破産者　赤沼　康夫
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１１号
埼玉県熊谷市箱田６丁目２番14号
破産者　増田　誠治
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５４８号
愛知県あま市下萱津坪井34番地
破産者　河本　次郎
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０２号
さいたま市緑区大字中尾1281番　グリーンハイツ松本102号室、開始決定時の住所名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1221号
破産者　宮谷　努
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８１号
奈良県天理市田井庄町500番地１　ル・ソレイユ502号室、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区八勝通３丁目１番地　ハイツ八勝301号
破産者　庄原小夜子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部